

# 株式会社すみか リスク管理規程

## (目的)

第1条 本規程は、株式会社すみか（以下「当社」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの発生防止及び損失の最小化を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の役員及び職員に適用する。

## (定義)

第3条 本規程において「リスク」とは、当社に物理的、経済的又は信用上の損失若しくは不利益を生じさせるすべての可能性をいう。

## (役職員の責務)

第4条 役職員は、法令、定款、規程等を遵守し、業務遂行に際してリスクを予見・回避し、またリスクが発生した場合には誠実かつ迅速に対応しなければならない。

## (具体的リスクと対応)

第5条 当社が想定するリスクは、次に掲げるとおりとする。

- 自然災害（地震、火災、風水害等）
- 感染症の流行
- 情報漏洩、情報システムへの不正アクセス
- 財務・会計上の不正または重大な誤謬
- 労務問題（ハラスメント、労働災害等）
- 犯罪・不祥事
- その他、当社の事業継続に重大な影響を及ぼす事象

2 役職員は、リスクを認知した場合には速やかに代表取締役に報告し、代表取締役の指示に基づき適切に対応する。

## **(緊急事態発生時の方針)**

第6条 緊急事態が発生した場合、代表取締役をリスク管理統括責任者とし、以下の方針に基づいて対応する。

1. 人命の安全を最優先とする。
2. 被害の拡大を防止する。
3. 関係機関（消防・警察・行政等）と連携する。
4. 事業の早期復旧を図る。
5. 再発防止策を講じる。

## **(通報及び情報共有)**

第7条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに代表取締役に通報しなければならない。

2 代表取締役は、必要に応じて関係者・関係機関に情報を共有する。

## **(守秘義務)**

第8条 役職員は、リスク管理に関連して知り得た情報を正当な理由なく外部に漏らしてはならない。

## **(改廃)**

第9条 本規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。